

「未利用口座管理手数料」の新設と預金規定改定のお知らせ

当金庫では、長期間ご利用のない口座（以下「未利用口座」といいます。）が不正利用されることによる被害を防止するため、「未利用口座管理手数料」を新設し、令和4年4月1日以降に新規に開設いただく普通預金口座等を対象に適用させていただきます。また、これに合わせて預金規定を改定させていただきます。

今後ともお客さまへのサービス維持・向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 未利用口座管理手数料の新設

| | |
|--------------|--|
| 対象となる口座 | 令和4年4月1日以降に開設された普通預金口座（総合口座も含まれます。）および貯蓄預金口座とし、最後のお取引 ^{*1} から2年以上、一度もお取引がない口座が対象 ^{*2} です。 <u>ただし、次の場合は対象とはなりません。</u> <ul style="list-style-type: none">対象口座の残高が1万円以上の場合同一のお取引店でお借入がある場合同一のお取引店で預かり金融資産（定期性預金、投資信託、国債等）がある場合 <p>^{*1} お取引は、預入れまたは払戻しをいい、当該口座の利息の入金および未利用口座管理手数料の引落しを除きます。</p> <p>^{*2} 紛失・盗難などにより取引停止となっている口座も対象となります。</p> |
| 手数料 | 年間1,320円（税込み） |
| 対象のお客さまへのご連絡 | <ul style="list-style-type: none">未利用口座管理手数料の対象となったお客さまには、当金庫にお届けのご住所に、事前にお知らせを郵送いたします。なお、お知らせが延着または到着しなかった場合でも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。郵送後、一定期間（約3か月）経過してもお取引がない場合に、上記の手数料を対象口座から引き落とします。翌年以降もお取引がない場合は、同様に手数料を引き落とします。 |
| 未利用口座の解約 | <ul style="list-style-type: none">対象口座の残高が手数料に満たない場合は、口座残高全額を未利用口座管理手数料として充当し、当該口座を解約いたします。ご負担いただいた手数料の返却および解約となった口座の再利用にはお応えいたしかねます。 |

2. 預金規定の改定

未利用口座管理手数料の新設に伴い、預金規定を次のとおり改定いたします。

(1) 改定の対象となる預金規定

- ① 普通預金（決済用普通預金含む）・貯蓄預金・納税準備預金・通知預金 取引規定
- ② 総合口座取引規定（決済用普通預金対応）

(2) 改定の内容

「未利用口座管理手数料」の条文を新設。

【例】普通預金（決済用普通預金含む）・貯蓄預金・納税準備預金・通知預金 取引規定

1 3. （未利用口座管理手数料）

- (1) 令和4年4月1日以降に開設された普通預金口座（決済用普通預金を含みます。）および貯蓄預金口座は、当金庫が定める一定期間、利息決算以外の預入れまたは払戻し（(2)に定める手数料の引落しを除く。）がない場合には、未利用口座となります。
- (2) この預金が未利用口座となり、かつ残高が1万円未満である場合には、当金庫はこの預金口座から払戻請求書等によらず、当金庫の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。翌年以降も未利用の状態が継続する場合は、同様に手数料を引落しいたします。
- (3) 残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、残高を未利用口座管理手数料の一部としていただき、預金者に通知することなく当金庫所定の方法により、解約することができるものとします。
- (4) 一旦引落としになり、お支払いただいた未利用口座管理手数料については、ご返却いたしません。
- (5) (3)により解約された口座の再利用はできません。

以上